（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第八条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ニ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第九条　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項第四号、第四項第三号及び第七項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五条第四項及び第五項、第六条第一項並びに第三十九条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十一条の見出しを「（行政執行法人の職員に関する特例）」に改め、同条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第四十二条第一項及び第四十三条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第十条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二条第一項及び第十四条第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十一条第一項

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十二条第一項

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十四条第四項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」の下に「（平成十七年法律第百一号）」を加え、「六　剰余金の使途　七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」を「七　剰余金の使途　八　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に、「六　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」を「七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に改める。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に、「から第一項」を「から前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六条第二項を削る。

第二十七条第二項を削る。

第三十三条第五号中「第二十六条第一項又は第二十七条第一項」を「第二十六条又は第二十七条」に改める。

第三十四条中「、主務省」及び「、総務省」を削る。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第百七条第五項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律（」を「行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。」に、「特労法」を「行労法」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十四条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「独立行政法人通則法」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法」に改める。

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

第十五条　国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第九条の見出し中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十条の表第三条第三項第三号の項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の一部改正）

第十六条　次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

一　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項

二　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第九条第二項

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出しを「（行政執行法人等の役員への準用）」に改め、同条中「、特定独立行政法人」を「、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「又は役員であった」を「若しくは役員であった者又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった」に、「、附則第七条及び第十二条第一項」を「及び附則第七条」に、「附則第十二条第二項」を「附則第十二条第一項中「第一条の」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一条の」と、同条第二項」に改める。

（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第一項の改正規定及び同法附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の項の改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。